

北海道福祉サービス第三者評価結果報告書

報告書(別表第3)

2017年 3月 16日

北海道福祉サービス第三者評価事業推進機構 宛

〒 069-0863

住所

江別市大麻新町14-9 ナルク江別内

電話番号 011-388-1251

特定非営利活動法人

評価機関名 ニッポン・アクティブライフ・クラブ
ナルク北海道福祉調査センター

認証番号 第14-002号

代表者氏名 代表 霜山 幸雄



下記のとおり評価を行ったので報告します。

記

評価調査者氏名・ 分野・ 評価調査者番号	評価調査者氏名		分野	評価調査者番号
	(1)	霜山 幸雄	組織運営管理	第0119号
	(2)	井上 秀美	福祉医療保健	第0173号
	(3)	佐藤 みどり	福祉医療保健	第0262号
	(4)			
	(5)			
サービス種別	保育所			
事業所名称	アートチャイルドケア新琴似			
設置者名称	アートチャイルドケア株式会社			
運営者(指定管理者)名称	同上			
評価実施期間(契約日から報告書提出日)	2016年 7月 6日	~	2017年 3月 16日	
利用者調査実施時期	2016年 7月 15日	~	2016年 8月 29日	
訪問調査日	2016年 11月 14日			
評価合議日	2017年 1月 28日			
評価結果報告日	2017年 3月 16日			
評価結果の公表について運営者の同意の有無	<input checked="" type="radio"/> 同意あり <input type="radio"/> 同意なし			
※評価結果の公表について運営者が同意しない場合のみ理由を記載してください。				

北海道福祉サービス第三者評価結果公表事項

①第三者評価機関名

特定非営利活動法人 ニッポン・アクティブライフ・クラブ

②運営者（指定管理者）に係る情報

名称：アートチャイルドケア株式会社

代表者氏名：代表取締役社長 村田 省三

所在地：〒574-0024 大阪府大東市泉町2丁目14-11 Tel 03-5461-0123

③事業所の基本調査内容

別紙「基本調査票」のとおり

④総評

◇特に評価の高い点

1、子どもの尊厳性の保持と保育実践

保育園経営の理念・目標は、安全、安心、安定した保育、「生きる力」を伸ばす保育、地域社会と共存を大切にしたい保育、「生命」を大切にしたい子を育てる等の基本姿勢を明らかにし、保育の実施方法は保育所保育指針等に基づく保育課程を作成し、年齢に応じた発達過程や家庭環境などを受け止めた標準的な実践課程を精査して保育効果を高めるよう、組織を挙げて取り組むよう努めている。

2、遊びを土台とした独自プログラムによる向き合う保育の推進

「生きる力」を伸ばす保育を保育理念とし、生きる力を育むために、「生命」を大切にしたい子、心身ともにたくましい子、やさしく思いやりのある子を育成する保育を展開し、遊びを土台とした子どもと職員がお互いに向き合う保育を推進している。

(1) きらきら体操

身体能力を伸ばし体操を通して心の安定を図ることを目的とした法人独自のプログラムに沿って、年齢ごとに取り組んでいる。

年中児・年長児には、縄跳びなど遊びの中に目標をもって取り組める遊びを取り入れ、一人ひとりが自分の頑張ることを明確にして取り組んでいる。

きらきら体操カードを作り、終了後にスタンプを押して達成感を持たせている。

(2) リトミック

遊びを通じて音楽に親しみ、音楽と身体の動きを結びつけることで、子どもは音への関心・音楽への親しみを持ち心身の調和を図っている。

法人独自のオリジナル曲と遊び方を、年齢ごと行う日、合同で行う日を決めて取り組んでいる。

(3) 絵本読み聞かせ

絵本の読み聞かせを通じて子どもの想像力・集中力を育て、イメージの世界を広げて、豊かな人間性を育むよう取り組んでいる。

月齢や季節に合わせ、読み聞かせしたい絵本を購入したり、近隣の図書館から借りて読み聞かせを行っている。又、職員研修を行い、読み聞かせ技術のスキルアップに努めている。

3、保護者と距離の近い登園受付対応

日々の登園時の保護者への対応は、事務所受付窓口から玄関の上がり框付近に受付テーブルコーナーを設けて保護者と職員のコミュニケーションの近さに配慮した対応が行われている。何気ない気さくな受付対応の中で、家庭での子どもの状況を把握し、その日の保育に反映する取り組みが行われている。

4、保育の質の向上への取り組み

職員一人ひとりの自己評価は、各自の取り組み内容と全体の平均の評価を一覧表にすることで職員の共通理解を図るよう努めている。職員の話し合いを通して課題を明らかにすることで、職員一人ひとりが主体的に取り組める体制を構築できるようにしている。「お子様にやさしく寄り添う保育」を園の目標にして、その目標に向かって職員の協働性を高めて保育の質の向上に取り組んでいる。

5、食事を楽しむための工夫

プランターで野菜を栽培し収穫をして給食に取り入れたり、子どもが缶蹴りをしながらアイスづくりをしたり、鮭のチャンチャン焼きをするなど子どもたちが楽しんでできるクッキングを保育の中に取り入れている。行事ではバイキングをしたり、子どもたちでおにぎりを作り給食のおかずを弁当箱に入れてピクニックごっこをしたり、栄養士とクラス担任が環境設定を工夫して年間食育計画を立てている。4期に反省をして食の豊かな体験ができるよう改善に取り組んでいる。

◇改善を求められる点

1、中長期的ビジョンと計画の明確化

法人において、中・長期計画（3ヵ年経営方針、平成27年10月から3年間）を策定している。保育所を基本単位とする事業運営に当たっては収支計画、人材の確保・育成、設備の整備などの方向性を明確にして、保護者等の理解と協力を得ることが望まれる。

2、ボランティア受け入れの取り組み

ボランティア等の受け入れに対する基本姿勢を明示し、当園の立地条件を活かした受け入れ体制を整備していくことを期待する。学生、高齢者等、多様な年齢層との交流を通して地域との連携を図ることを期待する。

⑤第三者評価結果に対する事業者のコメント

新琴似はアートチャイルドケアの中では、認可園として最初の園となります。7年目となり、園としての方向性がついてきたように感じております。今後も「謙虚に誠実に」を心に置き、お子様にとっていい園になるよう頑張っていきたいと考えております。ご指摘をいただいた部分につきましては、改善していけるように努力して参ります。また評価していただいた部分につきましては、園のいい部分として伸ばしていけるよう、職員一同で今回の結果を共有し、話し合っていきたいと思っております。お子様にとって何が一番いい事なのかを考え、園運営に取り組んで参りますので、今後共どうぞ宜しくお願い致します。

⑥評価対象項目に対する評価結果コメント

別紙「評価細目の第三者評価結果」のとおり

北海道福祉サービス第三者評価・基本調査票

本調査票は、貴事業所の基本的な概要について記載していただくものです。

本調査票の記入日： 平成 28 年 8 月 1 日

経営主体 (法人名)	アートチャイルドケア株式会社		
事業所名 (施設名)	アートチャイルドケア新琴似	事業種別	保育所
所在地	〒 001-0908 札幌市北区新琴似 8 条 1 丁目4-33 (分園4-12)		
電話	011-708-0789 /分園011-761-7772		
FAX	011-756-1616		
E-mail	shinkotoni@the0123child.com		
URL	www.the0123child.com/		
施設長氏名	碓氷 美雪		
調査対応ご担当者	碓氷 美雪 (所属、職名：アートチャイルドケア新琴似 施設長)		
利用定員	78 名	開設年	平成 22 年 4 月 1 日
<p>(保育理念)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・安全・安心・安定した保育を行います。 ・「生きる力」を伸ばす保育を行います。 ・地域社会との共存を大切にしたい保育を行います。 <p>(保育方針)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「生命」を大切にする子を育てます。 ・心身ともにたくましい子を育てます。 ・やさしい思いやりのある子を育てます。 			
<p>施設・事業所の特徴的な取組：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生きる力を引き出す保育 ・向き合う保育を実践 ・あそびを土台とした向きあう保育の3つの柱 (体操、リトミック、絵本の読み聞かせ、あそび) 			
第三者評価の受審回数 (前回の受審時期)		1 回 (平成 24 年度)	
開所時間 (通所施設のみ)	午前7時～午後7時		

【当該事業に併設して行っている事業】

延長保育促進事業
一時保育促進事業
乳児保育事業 (乳児3人以上の受け入れ)

【利用者の状況に関する事項】（平成28年8月1日現在にてご記入ください）

○年齢構成（成人施設の場合（高齢者福祉施設、高齢者福祉サービスを除く））

18歳未満	18～20歳未満	20～25歳未満	25～30歳未満	30～35歳未満	35～40歳未満
名	名	名	名	名	名
40～45歳未満	45～50歳未満	50～55歳未満	55～60歳未満	60～65歳未満	65歳以上
名	名	名	名	名	名
					合 計
					名

○年齢構成（高齢者福祉施設・高齢者福祉サービスの場合）

65歳未満	65～70歳未満	70～75歳未満	75～80歳未満	80～85歳未満	85～90歳未満
名	名	名	名	名	名
90～95歳未満	95～100歳未満	100歳以上	合 計		
名	名	名	名		

○年齢構成（児童福祉施設の場合（乳児院、保育所を除く））

1歳未満	1～6歳未満	6～7歳未満	7～8歳未満	8～9歳未満	9～10歳未満
名	名	名	名	名	名
10～11歳未満	11～12歳未満	12～13歳未満	13～14歳未満	14～15歳未満	15～16歳未満
名	名	名	名	名	名
16～17歳未満	17～18歳未満	18歳以上	合 計		
名	名	名	名		

○年齢構成（保育所の場合）

6か月未満	6か月～1歳3か月未満	1歳3か月～2歳未満	2歳児	3歳児	4歳児
0名	10名	4名	14名	12名	9名
5歳児	6歳児	合 計			
12名	6名	67名			

○障がいの状況

・身体障がい（身体障害者手帳を所持している利用者についてご記入ください。）

障害区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級
視覚障害	名	名	名	名	名	名
聴覚又は平衡機能の障害	名	名	名	名	名	名
音声・言語、そしゃく機能の障害	名	名	名	名	名	名
肢体不自由	名	名	名	名	名	名
内部障害（心臓・腎臓、ぼうこう他）	名	名	名	名	名	名
重複障害（別掲）	名	名	名	名	名	名
合計	名	名	名	名	名	名

※区分が異なる複数障害で等級の認定がなされている場合は「重複障害」に記入ください。

・知的障がい（療育手帳を所持している利用者についてご記入ください。）

最重度・重度	中度	軽度
名	名	名

・精神障がい（精神障害者保健福祉手帳を所持している利用者についてご記入ください。）

精神疾患の区分	1級	2級	3級
統合失調症	名	名	名
そううつ病	名	名	名
非定型精神病	名	名	名
てんかん	名	名	名
中毒精神病	名	名	名
器質精神病	名	名	名
その他の精神疾患	名	名	名
合計	名	名	名

○サービス利用期間の状況(保育所を除く)

～6か月	6か月～1年	1年～2年	2年～3年	3年～4年	4年～5年
名	名	名	名	名	名
5年～6年	6年～7年	7年～8年	8年～9年	9年～10年	10年～11年
名	名	名	名	名	名
11年～12年	12年～13年	13年～14年	14年～15年	15年～16年	16年～17年
名	名	名	名	名	名
17年～18年	18年～19年	19年～20年	20年以上		
名	名	名	名		

(平均利用期間: _____)

【職員の状況に関する事項】(平成28年8月1日現在にてご記入ください)

○職員配置の状況

	総数	施設長・管理者	事務員		
常勤	14名	1名	名	名	名
非常勤	12名	名	名	名	名
		介護職員	保育士	看護職員	OT、PT、ST
常勤	名	名	12名	名	名
非常勤	名	名	6名	1名	名
	管理栄養士・栄養士	介助員	調理員等	医師	その他
常勤	1名	名	名	名	名
非常勤	3名	名	名	名	2名

※職種を空欄にしている箇所は、施設種別に応じて記載以外の主要な職種を記入してください。

※保健師・助産師・准看護師等の看護職は「看護職員」の欄にご記入ください。

○職員の資格の保有状況

社会福祉士	名 (名)
介護福祉士	1 名 (名)
保育士	13 名 (6 名)
	名 (名)
	名 (名)

(非常勤職員の有資格者数は () に記入)

【施設の状況に関する事項】

※耐火・耐震構造は新耐震設計基準（昭和56年）に基づいて記入。

○成人施設の場合

(1) 建物面積	㎡	
(2) 耐火・耐震構造	耐火	<input type="checkbox"/> 1. はい <input type="checkbox"/> 2. いいえ
	耐震	<input type="checkbox"/> 1. はい <input type="checkbox"/> 2. いいえ
(3) 建築年	昭和	年
(4) 改築年	平成	年

○保育所の場合

(1) 建物面積 (保育所分)	本園 261.09㎡ 分園 109.75㎡	
(2) 園庭面積	164.76㎡	
(注) 園庭スペースが基準を満たさない園にあっては、代替の対応方法をご記入ください。		
(3) 耐火・耐震構造	耐火	<input checked="" type="checkbox"/> 1. はい <input type="checkbox"/> 2. いいえ
	耐震	<input checked="" type="checkbox"/> 1. はい <input type="checkbox"/> 2. いいえ
(4) 建築年	平成	22 年
(5) 改築年	平成	年

○児童養護施設の場合

(1) 処遇制の種別（該当にチェック）	<input type="checkbox"/> ・大舎制 <input type="checkbox"/> ・中舎制 <input type="checkbox"/> ・小舎制	
(2) 建物面積	㎡	
(3) 敷地面積	㎡	
(4) 耐火・耐震構造	耐火	<input type="checkbox"/> 1. はい <input type="checkbox"/> 2. いいえ
	耐震	<input type="checkbox"/> 1. はい <input type="checkbox"/> 2. いいえ
(5) 建築年	昭和	年
(6) 改築年	平成	年

【ボランティア等の受け入れに関する事項】

・平成 28 年度におけるボランティアの受け入れ数（延べ人数）

0 人

・ボランティアの業務

【実習生の受け入れ】

・平成 28 年度における実習生の受け入れ数（実数）

社会福祉士 _____ 人

介護福祉士 _____ 人

その他 3 人

【サービス利用者からの意見等の聴取について】

貴施設（事業所）において、提供しているサービスに対する利用者からの意見を聞くためにどのような取り組みをされていますか。具体的にご記入ください。

- ・年2回開催している「運営委員会」に向けて、保護者様からアンケートを取り、結果を掲示し、保護者様に配布している。また集計し改善できる点など話し合いを行っている。
 - ・年1回のクラス懇談会、年1～2回の個人懇談会を開催。
 - ・月1回、誕生月の保護者様を保育園に招待し「保育参加・給食試食会」を実施。
 - ・希望があれば、随時個人面談や見学など実施。
 - ・送迎時には日々の出来事を伝える中で意見や要望などあれば言ってもらい対応している。

【その他特記事項】

- ・会社として年1回顧客満足度アンケートのハガキを配布し、回収、検討など行っている
 - ・会社としてフリーダイヤルで「お客様相談窓口」を設置し対応している

評価細目の第三者評価結果 (保育所)

評価対象 I 福祉サービスの基本方針と組織

I-1 理念・基本方針

		第三者評価結果	コメント
I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。			
1	I-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	a	法人の企業理念(子育て支援を通して社会に貢献する。)を踏まえ、「安全、安心、安定した保育、生きる力を伸ばす保育、地域社会との共存を大切にしたい保育」を保育理念とし、理念に基づいた保育方針、「生命」を大切に育てるなどを内部文書、入園のしおり、事業計画書、パンフレットに明示し、職員会議、さまざまな雇用形態に合わせた研修(新卒入社、中途入社、パートなど)で職員に周知し、家族には入園説明会、個人懇談、運営委員会で資料に基づき説明し周知している。又、園内に掲示し、ホームページに記載、保健センターにパンフレットを置くと共に地域住民に広報誌等を配布して周知に努めている。

I-2 経営状況の把握

		第三者評価結果	コメント
I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。			
2	I-2-(1)-① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	b	社会福祉事業全体の動向は、行政、関係団体からの情報、法人の全国園長会議・北海道園長会議などに出席し把握に努めている。全国園長会議では、経営状況などについて説明・指示があり、職員会議で周知している。地域の課題については、保健センターとの情報交換、私保連の会議などから法人の北海道総括チームと協働で把握している。地域における利用者像の変化については、見学者の状況に基づき把握に努めているが、課題の把握・分析が十分とは言えない。
3	I-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。	b	法人の全国園長会議・北海道園長会議に出席して課題を把握し、職員会議で周知している。北海道園長会議には法人の役員が数回出席して施設長から経営課題を聴取している。改善すべき課題について、施設長は職員面談等で意見を聞いて、年度末には、自己評価チェックシートから園の検討課題を見つけ、職員全員で改善策の検討を行うことにしている。今後の取組に期待する。

I-3 事業計画の策定

		第三者評価結果	コメント
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。			
4	I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	b	法人において、中・長期計画(3か年経営方針、平成27年10月から3年間)を策定し、ACC(アトチャイルドケア)らしい保育など3つの基本戦略を明記している。園では平成28年度中長期目標(ビジョン)として、N01宣言「思いやりパート2」、「お子様に優しく寄り添う保育」を策定し職員の育成に取り組んでいるが、年度毎の具体的内容や収支計画について策定が望まれる。
5	I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	b	中・長期計画では年度毎の具体的内容や収支計画が策定されていない。中・長期計画に基づく本年度の事業計画にはACC(アトチャイルドケア)らしい保育として、体操、リトミック、絵本の読み聞かせ、人材育成などを具体的に明記し、事業計画に基づく予算書が策定されている。

I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。		
	第三者評価結果	コメント
6	I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	b 単年度の事業計画は行事終了時及び年度末に職員会議で評価・検討して見直しを行って、北海道総括チームへ要望し法人本部で策定される。事業計画の内容について職員へ回覧し、会議等で周知し自由に閲覧できる体制であるが、資料を配布するなどより理解を促す取組を期待する。
7	I-3-(2)-② 事業計画は、利用者等に周知され、理解を促している。	a 事業計画は、保育理念と方針、各クラスの保育目標、保育内容、職員研修計画、行事計画を中心に記載した資料を、入園説明会、個人懇談で説明し理解を得ている。また、行事計画は園便り、パンフレットに記載して周知している。玄関に事業計画書・予算書を掲示して閲覧できるようにしている。

I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
	第三者評価結果	コメント
8	I-4-(1)-① 福祉サービスの質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	a 福祉サービスの質の向上に向け、法人全体で定期的に第三者評価を受審している。2回目の第三者評価を受審し評価結果の課題を分析・記録し共有化する体制を整えた。今後の継続実施を期待したい。2016年度より、自己評価の手引きに基づき、毎月と年度末に自己評価チェックシート（月々用・年度末）を使用して自己評価を行い、施設長と面談し保育の質の向上に努めている。
9	I-4-(1)-② 評価結果にもとづき組織として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	b 施設長は自己評価チェックシート（月々用・年度末）から園の検討課題を見つけ、年度末に職員全員で改善策の検討を行うことにしている。また、自己評価の結果及び今後の課題や改善策を公表し実践する体制を整えた。今後の取組に期待する。

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

Ⅱ-1 管理者の責任とリーダーシップ

Ⅱ-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。		
	第三者評価結果	コメント
10	Ⅱ-1-(1)-① 管理者は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	b 管理者の役割と責任は、法人の就業規則、重要事項説明書、防犯責任者の指名などで自らの役割と責任を文書化し職員に周知している。施設長不在時における権限委任について委任の決定はしていない。
11	Ⅱ-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	b 遵守すべき法令等については、外部研修、関係団体の会議、法人の全国園長会議・北海道園長会議などに参加し、遵守すべき法令等の理解に取り組んでいる。職員に対しては、各会議の内容を伝達し、虐待防止、人権侵害、個人情報等をテーマとした内部研修、職員会議や打ち合わせの中で周知している。法人本部にコンプライアンス室を設け法令遵守に努めている。遵守すべき法令について、職員全員が更に理解するための取組を期待する。

II-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。		
12	II-1-(2)-① 福祉サービスの質の向上に意欲をもちその取組に指導力を発揮している。	a 施設長は関係機関、関係団体等の研修会等へ参加し、クラス懇談会、個人懇談、運営委員会、顧客満足度アンケートを行って園のよさや課題の把握に努め、職員会議で周知している。また、施設長は、園の目標「お子様に優しく寄り添う保育」を定め、年に数回5段階評価を行って、職員面談等で意見を聞いて検討課題を見つけ、職員全員で改善策の検討を行っている。
13	II-1-(2)-② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	a 法人の3ヶ年経営方針（運営体制の強化など）に基づき、法人の全国園長会議で経営状況・業績などについて説明・指示があり、職員会議で周知し指導に当たっている。職員の役割分担を分かり易い表にまとめ、業務が滞っていないか確認し、相談、報告など業務の実効性の向上に指導力を発揮している。

II-2 福祉人材の確保・育成

		第三者評価結果	コメント
II-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。			
14	II-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に關する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	b	園の要員計画を策定し、法人の就業規則及び非常勤社員就業規則に基づき、法人本部で効率的な採用活動、人事管理、雇用形態に合わせた育成を行っている。求人用パンフレットを作成し、友達紹介制度、ホームページなどで採用活動をしているが就職希望者が少なく苦慮している。
15	II-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。	a	アトチャイルドケアの誓い及び就業規則に「期待する職員像」を明記し、人事基準、評価基準により年2回人事考課を実施している。人事考課に合わせ個人面接を行って職員の意向・意見などを把握し改善策を検討・実施している。また、平成28年10月から基準配点によるランク制度を実施している。表彰規程を設け「精励にして他の規範と認められる者」などを表彰している。
II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。			
16	II-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取組んでいる。	a	職員の有給休暇等の就業状況は、施設長が定期的に点検分析して改善に向けた取り組みがなされている。職員の意向を把握するため、日常的に適切な助言を行い、自己評価チェックシート（月々用・年度末）提出時及び人事考課で個別面談を行い相談しやすい体制となっている。定期健康診断の実施（40歳以上に婦人科検診を追加実施）、法人本部に悩み相談窓口を設置して健康の維持に取り組んでいる。育児休業、産前産後休暇、介護休業、子の看護休暇、社宅入居など総合的な福利厚生を実施している。
II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。			
17	II-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	a	アトチャイルドケアの誓い及び就業規則に「期待する職員像」を明示して、毎年個人目標を立て、施設長が毎月面接して目標達成度の確認を行って、職員一人ひとりの育成に向け取り組んでいる。

18	II-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	a	アートチャイルドケアの誓い及び就業規則に「期待する職員像」を明記し、法人本部に「教育研修部」という独立部門を設け、社内研修（新卒入社・中途入社・パートなどさまざまな雇用形態に合わせた研修、施設長研修、経験年数別研修、男性保育職員限定の研修）、内部研修を実施し、外部研修に関する情報を提供して研修を実施している。受講者は研修レポートを作成し園内で回覧して、コピーを本部の教育研修部に提出して次の研修計画に反映させている。
19	II-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	a	施設長は、職員の知識・技術水準に合わせて研修計画を立て、行政や関係機関・団体が行う研修の情報を提供し、シフトを調整して研修の機会を確保している。受講者は研修レポートを作成し園内で回覧して、コピーを本部の教育研修部に提出して次の研修計画に反映させている。全職員を対象にOJT（職場内教育）が行われ、職員の知識等に応じた研修が実施されている。
II-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。			
20	II-2-(4)-① 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の教育・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	a	実習生マニュアルに基本姿勢を明記し、専門学校、保育士養成施設から受け入れを行っている。主任が連絡窓口となり、実習担当者を配置し、養成施設、専門学校との連携により作成された保育実習計画に基づき研修・育成している。0歳から5歳の全クラスの指導者に対する研修を実施している。

II-3 運営の透明性の確保

		第三者評価結果	コメント
II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。			
21	II-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	a	法人のホームページに、企業理念や保育理念、保育事業へのとりくみ、保育士の人材育成などについて公開し、財務等に関する情報は官報で公開している。個々の園についても、ホームページに保育理念、保育室の様子、苦情対応公開ページなどを公開し、苦情内容と改善内容について毎月保護者へ報告している。保育理念、保育方針、年間行事予定などを記載したパンフレットを保健センターに置いて地域へ公開している。事業計画、予算・決算、事業報告を園内に掲示し自由に閲覧できる。
22	II-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	a	法人の経理規程に経理、取引等に関する権限・責任、ルールが明記され職員に周知している。経理規程に基づく内部監査、監査法人による外部監査を実施して、アドバイス等を経営改善に活かしている。

II-4 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果	コメント
II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。			
23	II-4-(1)-① 利用者と地域との交流を広げるための取組を行っている。	b	保育理念、重要事項説明書に、地域社会との共存、家庭や地域との連携など基本的な考え方を明文化し、公園などのゴミ拾い、保育園行事(運動会、発表会)などで地域と交流している。運営委員会を開催し、地区子育て支援推進ネットワーク会議(連合町内会、民生・児童委員協議会、保育園、幼稚園、小・中学校、児童会館、まちづくりセンターなど)に参加して地域の情報を収集し、地域との交流に努めている。さらなる地域との交流を期待する。
24	II-4-(1)-② ボランティア等の受け入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	c	ボランティア等の受け入れに関する基本姿勢の明示、マニュアルが未整備である。ボランティアは受け入れていない。
II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。			
25	II-4-(2)-① 福祉施設・事業所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	b	保健センター、医療機関、小学校、保育園、幼稚園、福祉事務所等を明示して管理している。小学校、医療機関、区幼保小連携推進協議会、区子育て支援推進ネットワークなど地域団体等と定期的に会議を開催し、課題や情報を共有して問題解決に当たっている。関係機関のリストについては、職員への周知・情報の共有化を期待する。
II-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。			
26	II-4-(3)-① 福祉施設・事業所が有する機能を地域に還元している。	b	事業所の機能を地域に開放・提供する取組、子育て支援の一環として、見学者に対する子育て相談、一時保育の受け入れ、法人のお客様相談室の設置、「子育て研究所」のホームページに0~6歳までの成長についての目安を分かり易く記載し相談支援事業を行っている。地域との関わりを更に深めるため、保育についての講演会等の開催、災害時の地域との連携・協力の取決めなどを期待する。
27	II-4-(3)-② 地域の福祉ニーズにもとづく公益的な事業・活動が行われている。	b	施設見学、運営委員会の開催、区子育て支援ネットワーク会議などから把握した地域の福祉ニーズに基づき、一時保育、延長保育、法人として子育て相談支援事業を実施している。地域住民に対する相談支援など地域貢献に期待する。

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

		第三者評価結果	コメント
Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。			
28	Ⅲ-1-(1)-① 利用者を尊重した福祉サービス提供について共通の理解をもつための取組を行っている。	a	法人の保育理念・保育方針を、「事業計画書」に明示し、園内に掲示して、さらに「重要事項説明書」に園児の最善の利益を考慮すること明記して利用者尊重を確認しながら保育に取り組んでいる。また事務所内に掲示された「アトチャイルドケアの誓い」を、日々確認し、子ども一人ひとりを尊重した保育への共通理解を高めることに努めている。

29	Ⅲ-1-(1)-② 利用者のプライバシー保護等の権利擁護に配慮した福祉サービス提供が行われている。	b	虐待防止等の権利擁護に関する規程を整備している。トイレはつい立等でプライバシーに配慮した環境設定に取り組み、排泄のプライバシーに配慮した手順を業務マニュアルに明記して保育の提供に取り組んでいる。 権利擁護のマニュアル化に比べてプライバシー保護の記載は、業務マニュアル内に分散的である。プライバシーの視点を「他人の干渉を許さない、各個人の私生活上の自由」として、再度マニュアルの見直しを行い、不適切な事案が発生した場合の対応方法等も含めて、プライバシー配慮へのさらなる明確化に取り組まれることを期待する。
Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）			が適切に行われている。
30	Ⅲ-1-(2)-① 利用希望者に対して福祉サービス選択に必要な情報を積極的に提供している。	b	ホームページを利用し、保育理念や基本方針、保育概要及び園の位置等の情報を広く発信している。『入園のしおり』やパンフレットは絵や図表等を用いてわかりやすく作成され、料金や重要な事項等も明確に記載されている。 園の発信する情報は、法人の全国統一的な枠組みとしての対応の良さがあるが、一方で、地域に溶け込んだ園の特性等のわかりやすい紹介の情報の発信が少ないので、各種資料の内容や整合性も見つめなおしながら利用希望者等への必要な情報の積極的な提供に期待する。
31	Ⅲ-1-(2)-② 福祉サービスの開始・変更にあたり利用者等にわかりやすく説明している。	b	保育の開始時には、園が定めた資料を準備し、施設長等が保護者等へ説明を行い、各種同意書を得ている。利用者等の同意を得るまでの過程の状況や利用者等への保育上の配慮が必要な気づき等は、対応者の豊かな経験を基に関係職員へ、随時、口頭で伝えている。 保育の提供の不要なトラブルの回避につながるように保護者等の同意を得る過程の記録等の整備・検討に取り組むことを期待する。
32	Ⅲ-1-(2)-③ 福祉施設・事業所の変更や家庭への移行等にあたり福祉サービスの継続性に配慮した対応を行っている。	b	新琴似地区子育て支援推進ネットワーク会議、幼保小連携会議等の支援体制の構築に取り組み、気になる子を中心に施設・事業所等の移行時には継続性に配慮して、電話及び口頭等で行われている。ゆえに継続性の配慮を充実させるために組織的な支援対応として、説明(資料)・同意・記録等の組織的な手順化について検討されることを期待する。
Ⅲ-1-(3) 利用者満足の向上に努めている。			
33	Ⅲ-1-(3)-① 利用者満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	a	法人のCS(顧客満足度)アンケート調査や運営委員会前のアンケート調査等、利用者満足度を把握する調査が年間約3回計画的に行われている。調査結果は保護者等の参加する運営委員会等で検討が行われ、利用者等を含めた利用者満足の向上を目的とする取り組みが機能している。年間計画的に保護者等懇談や個別面談等により利用満足度の把握も行われている。日常的に保護者等とのコミュニケーションを図る機会工夫として、登園時に玄関受付コーナーを設け、保護者との距離感の近い対応に取り組んでいる。
Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。			
34	Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	a	苦情解決の仕組みは法人のフリーダイヤル相談窓口を含めた仕組みがあり、「入園のしおり」や「重要事項説明書」等で保護者へ周知し、玄関先にも掲示されている。苦情内容については法人の苦情対応報告書様式をもとに記録され、発生・処置などを時系列で記入し、原因・反省点・改善策を記録して法人に報告書を提出する手順となっている。事象については、園便りにて公表、フリーダイヤルの本社苦情対応についてはホームページで公表する仕組みとなっている。

35	Ⅲ-1-(4)-② 利用者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、利用者等に周知している。	b	「入園のしおり」に保護者の意見を反映するアンケート調査への協力をお願いを明記して園の姿勢を周知し、玄関先に本社のフリーダイヤルを含めた複数の「相談窓口」体制の掲示を行っている。敷地内に乳児対応の分室もあり相談・会議等は分室を活用している。保護者が相談しやすい雰囲気も検討しながら相談室の表示も含めて相談や意見の述べやすいスペースづくりなどの環境整備に取り組みられることを期待する。
36	Ⅲ-1-(4)-③ 利用者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	b	登園時に玄関受付コーナーで得た保護者等の相談・意見は、即日、関係職員に依わり組織的な対応につながっている。関連するマニュアルとしては苦情解決マニュアルのみであるので、苦情対応への積極的な取り組み意識だけではなく意見・提案等の視点からのマニュアルの整備を期待する。
Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。			
37	Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	b	リスクマネジメント対応は、園長をリスクマネジメントに関する最終責任者として、ヒヤリハットシート、軽傷報告書、事故報告書等の書式をもとに事例が収集され、保育会議・職員会議等で改善策・再発防止策等を検討して法人へ報告する仕組みがある。園の組織的な機能としては、園長、主任、看護師等により検討が行われている。その機能を組織的に明確にしてヒヤリハットレベルの積極的なリスクマネジメント体制構築のために、リスクマネジャーの選任・配置の明示、リスクマネジメントに関する委員会の設置、各種報告書の書式の積極的な活用の手順等を含めて、リスクマネジメント規程の検討等に取り組みられることを期待する。
38	Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における利用者の安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	b	役割分担表に「衛生管理」を設けて非常勤の看護師と各クラス担任を配置し、子ども及び職員の衛生管理全般に対応している。感染症対策はマニュアルを用いて職員に周知し予防や発生時の安全確保に取り組んでいる。日々の登園受付時にも子どもの状態を保護者から確認し、保育上に配慮する情報の収集・伝達も組織的に機能している。感染症対策に対しては、さらなる安全確保のために、担当者・担当部署の設置、定期的な検討の場の設置、予防策等の定期的な評価・見直しの実施など、対策を深めるためのさらなる体制確立への取組に期待する。
39	Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における利用者の安全確保のための取組を組織的に行っている。	b	毎月行われる避難訓練の担当者を月ごとに替えて職員の防災意識や適応能力を高める工夫が行われている。また食料や備品類等の備蓄品にアレルギー食や配慮の必要な子どもに着せらうTシャツなどもリストに加える等の工夫もみられる。現在、防寒・保温シート等の量的充実に向けて検討が進行中である。ゆえに園の立地性から冬季の地震、大雪等の災害に対する防寒対策も視野に入れた備蓄の整備及び職員の行動基準等の策定に取り組むことに期待する。

Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保

		第三者評価結果	コメント
Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。			
40	Ⅲ-2-(1)-① 提供する福祉サービスについて標準的な実施方法が文書化され福祉サービスが提供されている。	a	全国スタンダードの「アートチャイルドケア業務マニュアル」をもとに文書化されて標準的な実施方法として保育が提供されている。また業務マニュアルはPC内及び紙媒体で職員が閲覧できる状態にある。保育提供の実施報告は、各書式を使用し、個別月間指導計画、支援児童指導計画、週間指導計画等の評価・反省の項目へ記載して施設長決裁で確認する仕組みがある。
41	Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	b	法人の全国共通版のマニュアル・書式等の活用が求められ、標準的な実施方法の見直しは法人が中心となり質の高い保育を提供する仕組みの体制である。しかし、園の置かれた地域性及び子ども及び保護者等の意見や提案に沿うことも大事ゆえ、直接に利用者へ対応する職員等の振り返りをもとにした標準的な実施方法の確立のために園としての定期的な見直しを行う取り組みに期待する。
Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。			
42	Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく個別的な福祉サービス実施計画を適切に策定している。	a	全国共通の統一書式を用いて施設長を保育計画の責任者とし各担当保育士がアセスメントを行い週間指導計画(週案)・月間指導計画(月案)等に記録され、計画通り保育が行われているかを施設長が確認する仕組みとなっている。子どもの課題によっては看護師、栄養士等の関係職員と協議が実施され、特に食物アレルギー児等の個別計画については保護者の意向と同意に配慮し確実な手順を踏まえて計画的に対応する仕組みが構築されている。
43	Ⅲ-2-(2)-② 定期的に福祉サービス実施計画の評価・見直しを行っている。	a	法人で策定した各書式の使用を基本に、4期の個人記録書式に合わせた子どもの発達の評価・見直しや、月間指導計画・週間指導計画時等に評価・見直しを行う手順があり、変更された内容の周知の必要度により、日々の事務時間や打ち合わせ会議、職員会議により周知される仕組みが整っている。個人記録書式を用いての評価・見直しにあたっては、できないこと、苦手なことだけでなく、できること、得意なこと、伸びているところから保育に反映すべき課題等記載する手順となっている。
Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。			
44	Ⅲ-2-(3)-① 利用者に関する福祉サービス実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	b	全園児の個人別記録は、園で統一した様式を用いてファイルが作成され、所定の場所で職員全員の管理意識のもとに閲覧可能な情報共有体制を整えている。各帳票の書式には書き方の見本があるが、記録は職員の経験知に頼られている。ゆえに記録する職員間で記録の内容や書き方の差異を少なくするために、日ごろの施設長・主任による指導内容を含めて、わかりやすい記録要領の作成・検討等へ組織的に取り組まれることを期待する。
45	Ⅲ-2-(3)-② 利用者に関する記録の管理体制が確立している。	a	運営規程や個人情報保護規程(開示も含む)、業務マニュアル等に、各種記録の保管、保存期間、廃棄方法等の規定が定められ、記録管理の責任者を施設長として限られた事務所内スペースを工夫して適切に管理されている。また個人情報の取り扱い、守秘義務について定期的に注意喚起を行う内部研修が行われている。

評価対象 保育所 付加基準

A-1 保育所保育の基本

	第三者評価結果	コメント
1-(1) 養護と教育の一体的展開		
A-1-(1)-① 保育所の保育の方針や目標に基づき、発達過程を踏まえ、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に即した保育課程を編成している。	b	年間指導計画で反省、見直しをしたことを主任が職員の意見を基に保育課程を立てている。新琴似地区子育て支援ネットワーク会議に参加したり運営委員会で町内会会長や顧問と意見交換したりして地域の現状に即した編成に努めている。今後、全職員が参画の下で子どもの生活や発達の連続性等に留意して創意工夫した取組みを期待する。
A-1-(1)-② 乳児保育のための適切な環境が整備され、保育の内容や方法に配慮がみられる。	a	当園は本園と分園に分かれていて本園が1歳児から5歳児、分園が0歳児になっている。0歳児保育室は明るく開放的で加湿器を置いて湿度を保つようにしている。手作り遊具を発達段階に合わせて用意して温かな雰囲気になっている。送迎時も常に担任がいて子どもの状態や育ちについて保護者に伝え相互理解に努めている。
A-1-(1)-③ 1・2歳児の保育において養護と教育の一体的展開がされるような適切な環境が整備され、保育の内容や方法に配慮されている。	b	1・2歳児の保育室は一室にロッカーを置いて間仕切りにより各年齢に応じた基本的な生活習慣を身に付けられるよう努めている。ロッカーを寄せて保育室を広くして様々な遊びができるよう配慮している。1歳児の子ども一人ひとりのロッカーは2歳児のコーナーに配置されているため落ち着いた雰囲気の中で基本的な生活習慣を身に付けられるよう1歳児のコーナーに配置できる工夫をしていくことを期待する。
A-1-(1)-④ 3歳以上児の保育において養護と教育の一体的展開がされるような適切な環境が整備され、保育の内容や方法に配慮されている。	b	3・4・5歳児の保育室は一室を各年齢ごとにロッカー等で間仕切り各年齢の発達の特徴を踏まえ基本的な生活習慣が身に付けられるよう配慮している。ロッカー等を寄せて保育室を広くし異年齢児とかかわって遊んだり全身を動かして活動したり遊びが展開できるよう工夫に努めている。今後、さらに遊びを展開して協同的活動ができるように遊具、教材を充実して保育環境を整えていくことを期待する。
A-1-(1)-⑤ 小学校との連携や就学を見通した計画に基づいて、保育の内容や方法、保護者とのかわりに配慮されている。	b	区幼保小連携推進協議会は施設長と担任が参加して職員同士の情報交換や子ども一人ひとりの情報共有をしている。小学校との連携では運動会を見学したり校庭でうさぎや園芸等を見て遊んだりしている。学校見学は2月に予定している。今後、保護者が小学校以降の子どもの生活に見通しが持てるようクラス懇談会等の場で小学校教員や児童館職員等と話を持つ機会を作ること期待する。
1-(2) 環境を通して行う保育		
A-1-(2)-① 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできるような人的・物的環境を整備している。	b	各クラスは間仕切りにより保育をしているためマット、ござ等を利用して一人ひとりの子どもがくつろげる場となるよう工夫に努めている。2歳児の押し入れはドアの開閉時に指をはさまないようにジャバラを付けて安全に配慮している。1歳児は便器が1か所しかなく子ども一人ひとり対応できるように努めているが、おむつ交換をするときゆったりと行えるように折り畳みの仕切り等を用意してコーナーを設けるなどの工夫を期待する。
A-1-(2)-② 子どもが基本的な生活習慣を身につけ、積極的に身体的な活動ができるような環境が整備されている。	b	間仕切りになっている保育環境の中で食事から着脱、午睡まで子どもの様子を見て無理なく営まれるよう配慮している。戸外で遊んだり身体を動かしたりすることができるよう週案や日案で各年齢に合った活動内容を決めて職員が連携して時間の確保や環境の工夫に努めている。今後、さらに様々な遊具や用具を使った運動や遊びができるよう環境を工夫していくことを期待する。
A-1-(2)-③ 子どもが自発的に活動できる環境が整備されている。	b	幼児は月2回、異年齢児保育を実施している。その他に行事や散歩のとき異年齢児で遊ぶ活動を増やしている。制作や廃材コーナーを設定して自分たちで選んで遊べるようにしたり期ごとに教材の入れ替えをしたりして遊びや活動ができるよう努めている。今後、子ども同士の遊びがより豊かに展開していけるよう環境構成を積極的に行っていくことを期待する。

<p>A-1-(2)-④ 子どもが主体的に身近な自然や社会とかかわれるような人的・物的環境が整備されている。</p>	<p>b</p>	<p>当園はJR新琴似駅に隣接した高架下にあるため、雨天の日も園庭で遊ぶことができたり、また隣にはJRの緑地があり自由に遊んだりしている。図書館を利用するときは自分で好きな絵本が選べるように子ども一人ひとりに絵本を入れる手さげ袋を用意している。散歩を通して地域の方にあいさつしたり公園などのゴミ拾いをしたりしている。今後、子どもたちが地域と主体的にかかわることができるようにキャッチフレーズや旗等を作ってゴミ拾いをしていくなどの取り組みを期待する。</p>
<p>A-1-(2)-⑤ 子どもが言葉豊かな言語環境に触れたり、様々な表現活動が自由に体験できるような人的・物的環境が整備されている。</p>	<p>b</p>	<p>絵本の企画担当者を設けて実施記録、企画を行い絵本読み聞かせを積極的に取り入れている。ごっこ遊びをしたりクレヨン、絵画、粘土、紙などで遊んだり設定保育を工夫している。今後、さらに子どもが歌ったり踊ったり楽器で遊んだりいろいろな表現活動ができるように機会を作っていくことを期待する。</p>
<p>1-(3) 職員の資質向上</p>		
<p>A-1-(3)-① 保育士等が主体的に自己評価に取り組み、保育の改善が図られている。</p>	<p>a</p>	<p>自己評価チェックシートに毎月記入し各自の取り組み内容と全体の平均の評価を一覧表にすることで職員が共通理解を持って取り組めるようにしている。職員の話し合いを通して課題が明らかになり「お子様にやさしく寄り添う保育」を園の目標にして保育の改善に努めている。</p>

A-2 子どもの生活と発達

<p>2-(1) 生活と発達の連続性</p>		
<p>A-2-(1)-① 子ども一人ひとりを受容し、理解を深めて働きかけや援助が行われている。</p>	<p>a</p>	<p>「お子様にやさしく寄り添う保育」を園の目標に組織内で共通理解を持って取り組めるよう保育に当たっている。子どもには「呼びかけに答える」「何をしたいかよみとる」「自発的に発信できるように」などの対応を心がけている。期ごとに反省を行い援助の内容を確認して子ども一人ひとりの配慮に努めている。</p>
<p>A-2-(1)-② 障害のある子どもが安心して生活できる保育環境が整備され、保育の内容や方法に配慮がみられる。</p>	<p>b</p>	<p>当園は障害児保育を行っているが、現在は障害児と診断される子どもは入園していない。気になる子については児童発達支援に通っている。児童発達支援と園で子どもの様子等の情報交換を行って連携を取っている。保護者には園での子どもの様子を見に来てくれるよう働きかけをしている。今後、子どもの発達状況を把握するために個別に支援児童指導計画を作成して対応することを期待する。</p>
<p>A-2-(1)-③ 長時間にわたる保育のための環境が整備され、保育の内容や方法に配慮がみられる。</p>	<p>b</p>	<p>職員間の引継ぎは早番・遅番連絡ノートで子どもの健康状態や保護者に伝える事柄等を記入しチェック欄で伝達の確認をして保護者に伝え忘れないよう努めている。夕方は異年齢保育を行い自分の好きな遊びを選んで遊べる環境づくりをしている。今後、家庭的な雰囲気を感じられるようにじゅうたん等でコーナーづくりをしてゆったりとくつろげるような環境設定を期待する。</p>
<p>2-(2) 子どもの福祉を増進することに最もふさわしい生活の場</p>		
<p>A-2-(2)-① 子どもの健康管理は、子ども一人ひとりの健康状態に応じて実施している。</p>	<p>a</p>	<p>登園時の受け入れは職員が玄関前で視診を行い子ども一人ひとりの健康状態等を把握し連絡ノートに記入して職員間で共有できるようにしている。保健計画は各クラスの年間指導計画、月間指導計画におおして全職員が共通理解して対応するように努めている。</p>
<p>A-2-(2)-② 食事を楽しむことができる工夫をしている。</p>	<p>a</p>	<p>プランターできゅうり、しいたけ等を栽培、収穫してクッキングに取り入れている。鮭のチャンチャン焼きや子どもが缶蹴りをしながらアイスづくりをするなど栄養士とクラス担任が協力して年間食育計画を立てている。4期に反省して改善に努めている。クリスマス等の行事では各クラス全員でバイキングをしたり自分でおにぎりを作り給食のおかずを弁当箱に入れてピクニックごっこをしたり食事が楽しめるように工夫をしている。</p>

<p>A-2-(2)-③ 乳幼児にふさわしい食生活が展開されるよう、食事について見直しや改善をしている。</p>	<p>a</p>	<p>残食の調査記録をまとめ喫食状況を把握して調理の工夫に努めている。食事の時、クラスで栄養士に果物を切ってもらって食べたりおやつのはとろい雑炊を子どもたちの前で作り温かいまま食べることができたりなど子どもと栄養士がかかわりながら豊かな食生活が展開できるように工夫している。</p>
<p>A-2-(2)-④ 健康診断・歯科健診の結果について、保護者や職員に伝達し、それを保育に反映させている。</p>	<p>b</p>	<p>健康診断、歯科健診の結果は看護師から担任に伝え担任から保護者に口頭で伝えている。3歳児以上から食後にうがいを行っている。歯科健診後の歯磨き指導は紙芝居で行っている。今後、歯と口の健康のために看護師と連携しながらフッ素を取り入れるなどの検討を期待する。</p>
<p>2-(3) 健康及び安全の実施体制</p>		
<p>A-2-(3)-① アレルギー疾患、慢性疾患等をもつ子どもに対し、主治医からの指示を得て、適切な対応を行っている。</p>	<p>a</p>	<p>アレルギー児の食事の提供は栄養士と担任がチェック表で確認をしている。保護者とは給食だよりにてチェックをして確認を取っている。子どもの状況に変化があった場合は医師の指示書に基づいて保護者と連携して対応に努めている。</p>
<p>A-2-(3)-② 調理場、水周りなどの衛生管理が適切に実施され、食中毒等の発生時に対応できるような体制が整備されている。</p>	<p>b</p>	<p>子どもの手洗い場がトイレの隣になっているため朝と昼に消毒を行い、手洗いはその都度、きれいにして清潔を保つようにしている。洗剤、消毒等は子どもの届かない場所に管理し安全に努めている。今後さらに清潔が保たれるように定期的に衛生管理マニュアルの見直しに取り組むことを期待する。</p>

A-3 保護者に対する支援

	第三者評価結果	コメント
<p>3-(1) 家庭との緊密な連携</p>		
<p>A-3-(1)-① 子どもの食生活を充実させるために、家庭と連携している。</p>	<p>b</p>	<p>給食メニューで保護者が興味のあるものは栄養士がレシピを渡して対応したり簡単なレシピを掲示したりしている。子どもの誕生月に給食試食会を1歳児から実施している。0歳児は離乳食を食べているところを保護者に見てもらい栄養士が対応して相談にのっている。家庭での食育の関心が高まるよう努めている。今後、0歳児の離乳食は大きめのお皿に用意して取り皿で食べてもらうなどの工夫をすることを期待する。</p>
<p>A-3-(1)-② 家庭と子どもの保育が密接に関連した保護者支援を行っている。</p>	<p>a</p>	<p>保護者とは送迎時に日々の出来事を伝えたりその中で意見や要望などに対応したりしている。保護者との情報交換の内容は連絡ノートに記録をして職員間で共通理解を持つようにしている。必要に応じて個人面談を行い相談しやすい関係づくりに努めている。</p>
<p>A-3-(1)-③ 子どもの発達や育児などについて、懇談会などの話し合いの場に加えて、保護者と共通理解を得るための機会を設けている。</p>	<p>a</p>	<p>クラス懇談会、個人懇談会の他に月1回、子どもの誕生月に保育参加を実施している。保護者の希望により個人面談や保育見学を行っている。親子遠足や雪中運動会などの親子行事においては保護者とのコミュニケーションを心がけ共通理解が得られるよう努めている。</p>
<p>A-3-(1)-④ 虐待に対応できる保育所内の体制の下、不適切な養育や虐待を受けていると疑われる子どもの早期発見及び虐待の予防に努めている。</p>	<p>a</p>	<p>子どもの身体状況を午睡時に確認したり状況に応じて写真を撮ったりして様子を記録して早期発見に努めている。登園していない子どもに関しては定期的に保護者に電話連絡をして状況を確認している。虐待を発見した場合の対応については事務室に掲示してあり保健センター等につなげていくことができるよう連携体制を整えている。</p>